

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十一年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社 食協株式会社			登録検査 機関の 名称	
追加			変更 内容	変更の あった 農産物 検査員
木原 昇吾	野林 和夫	何松 啓史	氏 名	
七号 崎三丁目二番二 広島市安佐北区亀	二〇三号 市一丁目五番一 広島市安佐南区古	八号 北二丁目二〇番二 東広島市黒瀬榎原	住 所	
玄米	玄米	玄米	農産物 検査の 種類	
日 年二月一 平成三二	日 年二月一 平成三二	日 年二月一 平成三二	年 月 日 更	